

(仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム 整備運営事業  
入札説明書等の修正について(その2)

令和4年7月19日  
静岡市

令和4年5月31日付けで公表しました(仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業入札説明書等について、次のとおり修正いたしました。

事業契約書(案)

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | その他 | 項目名              | 修正前 (令和4年5月31日時点)   | 修正後 (令和4年7月19日)   |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|------------------|---|---|
| 1   | 2 | 第1章 | 第6条 | 3項  |     | (構成員および協力企業等の使用) | 事業者は、各本件業務(事業者)に係る構成員または協力企業を変更または追加してはならない。ただし、 <u>やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。</u> | 事業者は、各本件業務(事業者)に係る構成員または協力企業を変更してはならない。ただし、 <u>市の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。</u> |